



平成29年7月11日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	社会参加推進係	北川 雅康	内線2613 直通058-272-8309 FAX058-278-2643

ヘルプマークを見かけたら「思いやりのある行動」をお願いします ～8月1日からヘルプマークを配布（東海北陸7県で初）～

県では、平成28年4月施行の「岐阜県障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の趣旨を踏まえ、「人にやさしい岐阜県づくり」の一環としてヘルプマークを導入し、8月1日から配布を開始します。ヘルプマークの利用者を見かけたら「思いやりのある行動」をお願いします。

1 配布方法

- (1) 配布開始日 平成29年8月1日（火）
- (2) 配布場所 ①各市町村の障がい福祉担当課
②県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）
③岐阜県庁障害福祉課
- (3) 配布条件
 - ・ご希望の方に無償で配布します。
 - ・上記の窓口で、概要を説明のうえお一人につき1個交付します。
 - ・配布にあたり、障害者手帳、身分証明書等の掲示、申請書等の提出は不要です。
 - ・ご家族や支援者等の代理の方による受け取りも可能です。
 - ・郵送による配布は行いません。

2 ヘルプマークとは？

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。平成24年度に東京都が作成し、現在9都府県で導入され、今後、全国的な広がりが期待されています。



3 県民のみなさまにお願いしたい「思いやりのある行動」

- ・電車・バスの中で、ヘルプマークの利用者を見かけたら、席をお譲りください。
- ・駅や商業施設等で、困っているヘルプマークの利用者を見かけたら、声をかける等の配慮をお願いします。
- ・災害時は、ヘルプマークの利用者が安全に避難するための支援をお願いします。（視覚障がい者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方等へ支援をお願いします。）

- ・ ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所には、ポスター及びチラシをお配りします。詳しくは下記の県庁障害福祉課へお尋ねください。

4 お問い合わせ先

○ 県障害福祉課 社会参加推進係

TEL：058-272-1111(内線 2687) FAX：058-278-2643

専用サイト：<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>

ヘルプマークで検索

○ 各市町村障がい福祉担当課

【ヘルプマーク（表）】



【裏面シール記載例】

わたし みな しえん ひつよう 私は皆さんの支援が必要です。
か き れんらく 下記に連絡してください。
わたし なまえ 私の名前
れんらくさき へんわ 連絡先の電話 1
よ ほしいひと なまえ 呼んでほしい人の名前
れんらくさき へんわ 連絡先の電話 2
よ ほしいひと なまえ 呼んでほしい人の名前

赤地に白色で十字マークとハートが描かれており、赤は「ヘルプ＝普通の状態ではない」ことを発信し、ハートは相手に「ヘルプする気持ちを持っていただく」という意味を含んでいます。また、裏面には、ご利用者の任意ですが、必要な支援が記載されたシールが貼られます。